

〔問〕

昭和48年度（問題）

次のⅠ，Ⅱ，Ⅲのうち、いずれか一つを選んで答えよ。

- Ⅰ
1. 消費者保護の立場から生命保険の現状について所見を述べよ。
 2. 生命保険商品の価格を決定するに際して、拠りどころとすべき考え方について見解を述べよ。保険料，契約者配当，責任準備金，解約返戻金のうち一つに焦点を絞って答えても良い。
 3. 次の(1)，(2)，(3)から一つを選択して答えよ。
 - (1) 勤労者財産形成制度を生命保険会社が取扱うことについて，経営上の観点から意見を述べよ。
 - (2) 適格退職年金制度の給付にスライド制を導入することについて論ぜよ。
 - (3) 農協共済の今後における新種共済開発について，その基本方針並びに内容について述べよ。
- Ⅱ
1. 「住宅債権信託」の概要を説明し，その意義について論ぜよ。
 2. 信託協会の昭和49年度税制改正要望の概要について記せ。
 3. 公的年金の充実と今後の私的年金の果たす役割について意見を述べよ。
- Ⅲ
1. 損害保険経営におけるアクチュアリー機能ならびに危険理論の応用分野について述べよ。
 2. 地震，原子力，船舶，航空，火災，工場物件等，損害保険の各分野において近年著しく増加した巨人危険に関し，異常危険準備金の必要性を含む経営上の問題点と対策を論ぜよ。
 3. 損害保険会社の事業費率の高低，変化に関する諸要因ならびに目標とすべき基準について，付加保険料構成の観点から意見を述べよ。

昭和 48 年度 （ 解答例 ）

I 1. 消費者保護の立場から生命保険の現状について所見を述べよ。

近年における交通事故の増加に象徴される不測の事故の多発、あるいは社会保障水準の低さ、核家族化の進行等による老後の生活に対する不安などの社会状況を背景として生命保険に対する消費者の需要は順に高まり今や7割以上の世帯が生命保険に加入している。

生命保険は一般消費者の将来にわたる生活設計そのものを商品化した無形の商品であり、かかる無形の商品であるサービスに対しては従来は消費者の立場からの検討はあまり行われず消費者の意識は有形の商品をめぐる各種の欠陥は正に向けられていた。然し消費者の意識が高まり次第に同様の問題がすべての取引に伏在していることに気づくにつれ、サービスについても積極的な選択者としての意識に目覚めてきた。

こうした新たな消費者意識の下に生命保険の現状を見ると消費者の意向が必ずしも十分に反映されているとは言えない面があり、次の様な点について検討すべき問題があると考えられる。

以下に検討事項を列挙するがそれ等について各自の独創的な見解を期待した。

(1) 消費者選択の中の拡大

消費者が保険サービスを購入する場合、事業者間において公正自由な競争が確保され多様な保険商品が多様な条件で提供され、消費者が合理的判断の下にその需要に合致したサービスを選択できる状態にあることが望ましい。かかる観点から

- ① 保険サービスの対価である保険料率および保険料率の調整という意味における契約者配当の面において各社の経営効率を反映し、弾力化を推進することについて、
- ② 社会情勢の変化に対応し得る保険商品の開発について

例えば、

- a インフレ下において保険の実質的価値を保全する方策（配当方法、変額保険の開発）
- b 個人定期保険
- c 中途増額方式、新種保険転換方式の導入
- d 疾病保険
- e 生損保組合せ保険
- f 解約返戻金のあり方
- g 無配当保険

(2) 契約条件の適正化と選択情報の提供

保険契約の条件を規定する保険約款の内容とその表示を適切且つ明確なものにするとともに、消費者が選択に際して合理化判断を下し得るよう適時適切に正確な情報を提供することが必要である。

① 契約条件の適正化

例えば、

a 保険料払込方法の合理化

b 告知の改善

c 保険金支払の迅速化

② 約款表示の適正平易化

③ 情報提供の促進

a 保険サービスに関する比較情報の提供

b 学校教育および社会教育を通じ保険知識の普及

(3) 募集制度の合理化

外務員については所謂ターンオーバーが激しく消費者にとって未熟な外務員が多く、義理募集、無理募集が後を絶たず、従って継続率の改善も不十分である。

そこで、外務員制度について抜本的な改善策を検討するとともに、法制面においても外務員のあり方について研究する必要がある。

① 外務員の導入 育成教育および試験制度の改善

② いわゆる三無主義について

③ 給与体系、特に最賃法の採用について

(4) 消費者志向の反映その他

消費者の購入した保険サービスに対する苦情あるいは保険サービス全般に関する意向、特に相互会社においての社員としての意向を適切な機関を通じて行政および経営面に反映させることが必要である。

① 相互会社の社員総代の選出、総代会の運営方法

② 保険審議会、消費者懇談会等を通じて消費者意向の行政面への反映

③ 苦情相談窓口の拡充

④ 資産運用方法

⑤ その他

1 2. 生命保険商品の価格を決定するに際して、拠りどころとすべき考え方について見解を述べよ。

この問題は非常に広い内容を含んでいるので、限られた時間内では包括的な解答は要求し得ないであろう。一方焦点を絞って論ずるに際しても、各価格が相互に関連し合っているので必ずしも独立に論議し、また決定される性質のものではない。

ここでは、いくつかの解答の中から比較的筋道の通った答案に多少の修正を施して掲載する。

(1) 契約者間の公平性について

解約返戻金に限らず、すべての価格を決めるに際して、先ず考慮せねばならないのが公平性であろう。解約返戻金率を決定する場合に、その基礎として各契約者の持ち分である責任準備金を使うことが自然であると思われるが、その水準は契約者間の公平性を前提に決められねばならない。

現在の生保業界におけるように、契約当初に多額の新たな契約経費を使うことを一応社会一般に理解され得るものという前提の上で、各契約を公平に評価する手段としてのAsset Shareを計算してみると、チルメル式責任準備金に近似していることがわかる。基本的には各契約の責任準備金は全期チルメル式責準であると思われるが、会社の総合収支益を反映して短期チルメル式責準に似たものである。

かかる実態に鑑み、解約返戻金は一応チルメル式責準に準拠することが契約者間の公平性を守り、且つ論理性を持つ方法と言えよう。

そのスケールは次項(2)で述べる会社の健全性を考慮した上で決められるべきであろう。その際はチルメル歩合の大小、チルメル年数解約控除、 μ 配当等が公平性と健全性を満たすべく総合的に検討されねばならない。

(2) 会社の健全性について

わが国における解約返戻金率は、保険料および責任準備金算出方法書にその基準や計算式が規定され、また契約時に契約者には知らされる点からわかるように約定最低価格であると思われる。解約返戻金が約定価格であるべきか否かの議論は別の機会に譲るとしても、この性質は解約返戻金率決定の際は無視し得ない。

前項(1)で一応短期チルメル式責準とし、会社の体力や経営努力をこれに反映させて決めべきであると述べたが、満期まで保証する価格であるならば、なおさら会社の実態に照らし安全性を見て決めねばならないであろう。主に会社の責準積立状況を参考にしながら、

多少保守的な基準を求めらるべきであろう。

また解約返戻金率が約定最低価格であるということから、各社で異なる返戻金率を用いるのは問題があると思われる。

以上主に会社側の立場から解約返戻金決定の際の拠りどころを述べたが、顧客側の立場からすると、払込保険料と解約返戻金の差はやはり大きいことも事実である。新契約費の使い方に対する会社側の言い分ももっともではあるが、解約返戻金があまりにも小さいという顧客の不満は無視し得ない。

解約返戻金率アップのための経営努力は瞬時も怠るべきでないと言えよう。

Ⅰ 3. 農協共済の今後における新種共済開発について、その基本方針並びに内容について述べよ。

(1) 基本方針

農村社会の変貌に伴う共済需要の多様化に対処して個々の組合員の生活設計に適合した内容の保障を提供できるようにし、合わせて農協の蒙る各種リスクの保障と事業経営の発展に資するため、農協の独自性をもった事業種類の開発をすすめる。

(2) 内 容

- ① 農家総合共済（組合員およびその家族が蒙る各種リスクを一括して保障できる共済）
- ② 変額年金共済（老後の生活費を保障する共済）
- ③ 農協経営共済（農協が蒙る各種リスクを総合的に保障すると共に、農協役職員の福利施設の充実と組合員への保障の提供を通じて農協経営の健全化と発展をはかることを目的とする共済）
- ④ 長期定期生命共済（最近の保障重視の傾向に鑑み掛捨ての共済）
- ⑤ 農業生産物の生産、加工、流通、販売過程および農業生産手段について生ずる各種リスクを保障する共済

Ⅰ 4. （論点例）

(1) 次のような点について触れるのが望ましい。
財形貯蓄が発売され早くも2年が過ぎようとしているが、その売れ行きは一応良好のようである。生保もその対象機関たるべく尽力しているわけである。

ここでは、下記のような点について経営面から論じた答案を期待した。

- ① 法規上の問題
- ② 生保の資金吸収力の問題
- ③ 隣接金融機関との競合
- ④ 市場性
- ⑤ 商品とその問題点
- ⑥ 営業面の問題

(2) 昨今のインフレは国民生活を激しく圧迫している。このような環境下で、年金給付の実質価値を維持するために、スライド制を導入することは一考を要すると思われる。公的年金制度にあっても、かかる観点から既にスライド制導入に踏み切ったところである。

この問題では、次のような点に論及することが望ましい。

- ① スライド制導入の意義
- ② スライド制導入のための財源
- ③ スライド制の方法
- ④ 税制との関連

Ⅱ 1. 「住宅債権信託」の概要を説明し、その意義について論述せよ。

(1) 住宅ローン債権信託の概要

住宅金融会社（住宅総合センター、日本住宅金融など大蔵省の指定をうけたものに限る）が、個人に融資した住宅ローン債権について、その管理、処分を目的として信託銀行に委託し、信託銀行はその受託財産について受益権証書を発行し住宅金融会社に交付する。住宅金融会社はその受益権の一部を第三者に譲渡することにより、住宅ローンをおこなうための資金を調達することを目的としたものです。

① 信託の当事者

委託者兼当初受益者

住宅金融会社

受託者

信託銀行

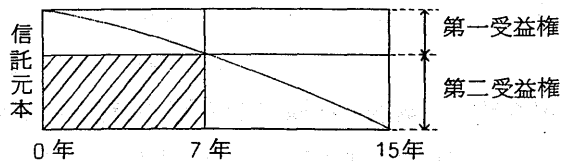
② 信託財産

住宅金融会社が保有する住宅ローン債権

③ 信託の目的

住宅金融会社が保有する住宅ローン債権の管理、
処分

- ④ 信託期間 7年
- ⑤ 交付収益率 年7.8%程度
- ⑥ 受益権の内容
- | | |
|-------|------------------|
| 第一受益権 | 元本変動部分（譲渡しない） |
| 第二受益権 | 元本の変動しない部分（譲渡する） |



- ⑦ 信託の終了
- | | |
|-------|----------------|
| 第一受益権 | 信託ローン債権のまま交付する |
| 第二受益権 | 金銭にて交付する |
- ⑧ 信託事務の一部委託 信託ローン債権の取立事務、管理事務を住宅金融会社に委託する。
- (2) 住宅ローン債券信託の意義ならびに問題点
- 本方式により住宅ローンを行うための資金を調達し、今までより個人の住宅建設を促進しようとするものです。
- ① 「第三者譲渡」に一般機関投資家を対象とすることは、金利体系上の位置づけ、金融制度面に及ぼす影響が大きいため、当面は適格年金信託勘定に限定し、その運用割合は年金信託財産に対し50%以上運用すべき財産の項目に追加された。
- ② 取扱対象機関の限定
- このような方式を住宅ローン債権に限らず他の金銭債権についても適用するかどうかという点と、また、住宅ローン債権に限定した場合でも委託者の範囲をどの程度にするかという問題がある。
- ③ 住宅金融全体の中での位置づけ
- 住宅ローン債権の流動化については、本方式のほかに住宅債権の発行、抵当証券制度の改善が考えられる。
- 以上のような問題点があるにしても、年金信託財産の運用の多用化と、年金信託財産を福祉関係に活用する道が開かれたと言えよう。

Ⅱ 2. 信託協会の昭和49年度税制改正要望の概要について記せ。

福祉社会の建設が目標とされている折柄、その解決の一助として信託業界は、49年度税制改正に関し心身障害者の福祉信託制度をはじめ、個人年金信託、年金税制について一定の要件をそなえたものに課税の軽減、あるいは廃止等の税制上の優遇措置を要望すると共に住宅取得関連税制、貯蓄利子税制について非課税限度額の引上げ等の要望を行った。要望事項ならびに要望理由については要望書に明示のとおりです。

Ⅱ 3. 公的年金の充実と、公後の私的年金の果たす役割について意見を述べよ。

解答例

- (1) 厚生年金、国民年金が今回の改正により大幅に引上げられ、平均標準報酬の60%、最終報酬の45%程度が支給されることになったが、老後の生活費をまかなうに足りる額に達したわけではなく、また、国の財政負担力、社会保障制度の通念上からも早急にこれ以上改善されるとは思えない。

そこで、老後の生活費として公的年金では不足する部分を補完するために、私的年金の実施あるいは個人が在職中に貯蓄して老後に備える必要が生じてくる。以上のことを念頭において、私的年金の果たす役割例えば次のような項目について意見が述べられていること。

① 年金額

老後の生活費としてどの位必要かと言うと、昭和48年4月現在で東京の場合、2人世帯の標準生活費は月額約8万円と言われている。これから厚生年金の年金額5万円を差引いた残り3万円程度を私的年金で補完することにより、ゆとりある老後生活を営むことができる。

② 年金額と支給期間との関係

(ア) 年金の支給開始年令を、公的年金と同じ60才または65才として公的年金に上積みして終身間支給する方法。

(イ) 企業の定年年令と公的年金の支給開始年令までの期間については年金額を厚くし、その後の期間については支給しないかまたは年金額を少額にして支給する方法等が考えられる。

③ 財政方式

私的年金であるかぎり完全積立方式が要求される。

④ スライド制採用の可否

将来、物価上昇により年金の実質価値は低下していく傾向にあるが、今回の改正により公的年金はスライド制が実施されたが、私的年金の場合は財政負担面から自動スライド制の採用は考えられない。

その時の状況に応じて随時年金額を改訂していく方法が限界であろう。

⑤ 支給期間

適格年金の場合、現在有期年金が大部分であるが、老後保障の立場から終身年金が望ましい。

⑥ 抛却制の可否

老後の生活費の一部は個人にも負担させる考え方から抛却制が望ましい。

(2) 今回の厚生年金ならびに国民年金の給付面の改正点は次のとおりです。

A 厚生年金

① 標準報酬の下限は従来の1万円から2万円に、上限は13万4千円から20万円にそれぞれ引き上げられた。

② 年金額の引き上げ

(i) 基本年金額の引き上げ

㊦ 定額部分

従来の単価460円が1,000円に引き上げられた。

(i) 報酬比例部分

過去の標準報酬を現在の水準で再評価し年金額を算出することになった。

(ii) 加給年金額の引き上げ

妻の場合、従来の月額1,000円が2,400円に、第1子の場合月額600円、第2子の場合月額400円が一律800円に引き上げられ、第3子以下については従来と同じ。

(iii) 障害、遺族年金の最低保障額の引き上げ

従来の最低保障月額8,800円が20,000円に引き上げられた。

(iv) 低所得者在職老令年金の受給要件の緩和

受給資格期間をみたした60才以上65才未満の被保険者で標準報酬月額が18,000円以下の者に、従来、在職老令年金が支給されていたが、改正後は48,000円以下の者

にまで支給されることになった。

(V) 既裁定年金額の引き上げ

既裁定年金額は定額部分、報酬比例部分、最低保障額などいづれも改正後の新規定によって再計算される。

③ スライド制の導入

総理府作成の全国消費者物価指数の変動が対前年度5%をこえた場合には、その比率を基準にして年金額を自動的に改訂し、翌年度の11月分から改訂されることになった。

今回、スライド制の導入により年金額が増加する部分は厚生年金基金に関係なく厚生年金本体の方から支給される。

B 国民年金の給付内容については省略

Ⅲ 1. 損害保険経営におけるアクチュアリー機能並びに危険理論の応用分野について述べよ。

損害保険業界における「アクチュアリー」は、米国では労災保険の草創期以来数十年の歴史を有しているが、わが国では約10年前に生保の養老保険に似た仕組みの長期保険が一部の会社で発売され、数年前から全社的に販売されたため、長期保険数理および業務を中心にその必要性がようやく認識されるに至ったにすぎない。従って、損害保険経営におけるアクチュアリー機能等についても、必ずしも一定の明確なものが確立されているわけではないが、今後指向すべきあり方を中心にその概略を述べることにする。

(1) 保険事業成績の分析、予測

生命保険業務においてそうであるように、損害保険業務においても前述の長期保険に関しては保険料の計算基礎に利率を含み、責任準備金の計算、契約者配当の計算と割当など保険数理の技能を必要とする面が多い。しかし、長期保険業務はそのすべてではない。特に、近年損害保険営業の主要部分を占めるに至った自動車保険、なかんずく対人賠償保険については、保険金支払いの完了に数年を要するほか、既発生未報告損害等の問題があるため、支払備金の検証と適正化がアクチュアリー業務の大きな部分を占めることとなる。これらの問題を含めた自動車保険等の損害率の正確な把握とその動向の予測もまた重要な課題である。

(2) 保険料率の算定と検証

損害保険のうち、主要種目である火災保険、自動車保険等については、広く統計資料を

収集して公正な料率を算定する見地から、「損害保険料算出団体に関する法律」に基づく料率算定会が算出し大蔵省の認可を受けた保険料率を会員会社各社が使用する形をとっているため、わが国では各社自体におけるこの種の機能の必要性に対し認識が薄い。本来料率の問題はアンダーライティングと密接不可分である。従って単に新保険開発の面のみでなく、弾力性のある種類の保険料率を中心に料率の算定や検証を行うことは、損害保険経営におけるアクチュアリー的主要業務の一つとなる。

(3) 事業費率の分析、予測

保険事業成績は損害率だけの問題ではない。料率の算出にしても、付加保険料部分に対応する事業費については、その実態の分析把握を各社経営の中で充分に行うことが必要である。事業費率の構造と実態の分析並びにその動向の予測は、損害保険経営における原価管理の側面から見て、アクチュアリー的主要な任務の一つと考えられる。損害保険事業においては、保険種目、物件、担保種目、商品等が多種多様で原価に複雑な要素を含むため、特にこのことが重要な課題となる。

(4) 環境変化と経営の予測、計画

損害保険経営は、保険種目等が多種多様であると同時に、経済情勢、社会情勢など外部環境の影響を受けることが大きく、また国際的な性格が強いため海外情勢の変化も無視し得ないことは言うまでもない。従って、保険市場の変化と各種保険の需要予測、自動車保険など事業成績不安定な種目が多い中での損害率動向の予測と採算性の検討、地域別の問題点、商品別の重点、募集機関の構成とコスト、物価・賃金水準の推移と事業費率への影響の予測、自社の体力、経営体質上の問題点と改善目標など、経営の意思決定や計画設定の基礎となる各種の分析予測に関し、アクチュアリーの実すべき役割は大きい。この面において、アクチュアリーは損害保険経営を適正な方向に導くための総合的な知識はもちろんのこと、広い視野に立った見識と将来を予測する優れた洞察力が要求されよう。

(5) 危険理論の応用分野

危険理論 (risk theory) は、大数の法則を基本的な前提としながら、各種危険の引受と、保有、再保険処理を行う損害保険事業に根ざしたアクチュアリアルな理論であり、実際面への応用は必ずしも容易でないにせよ、各種保険保有適正限度額の決定、会社の支払能力の測定、適切な再保険方式の検討等の各分野で今後損害保険業務の科学的運営と合理化を図っていくことが重要である。

Ⅲ 2. 地震, 原子力, 船舶, 航空, 火災, 工場物件等, 損害保険の各分野において近年著しく増加した巨大危険に関し, 異常危険準備金の必要性を含む経営上の問題点と対策を論ぜよ。

(1) 巨大危険の増加とその特質

損害保険においては, 近年船舶保険における超大型タンカー, 航空保険におけるジャンボ・ジェット機, 火災保険工場物件における巨大コンビナート, 原子力保険, 企業物件地震危険担保の引受額増大と家計物件地震保険の創設・拡大など, 多分に未知の巨大危険が急速に増大している。これらの巨大危険の特質を考えると, およそ次の3つに要約されよう。

- ① 1危険 (= 1回の事故発生により予測される損害)の規模が著しく増大し, しかもリスク(物件)の数が比較的少ないもの……………船舶, 航空, 火災, 工場物件など損害率が不安定
- ② 新しい危険であり, 損害の発生頻度, 規模が未知のもの……………原子力など料率基礎が不明確
- ③ 損害発生の頻度は小さいが, ひと度発生すれば測り知れない損害を生じることが予測され, 引受自体が困難なもの……………地震, 原子力など料率の合理的算定が困難で経営の不安が大きいが, 国家政策, 社会的使命の見地から必要

(2) 巨大危険に対する損保経営上の方策

巨大危険の引受消化において, 再保険による危険の分散が重要であることはいうまでもない。特に, 世界的に見てもリスク数の不足や危険の引受困難性の大きい航空保険, 原子力保険については, 各国別にプール組織が結成されているほか, 各国プール間において国際的な再保険交換による危険の平均化と引受能力の確保が図られている。しかし地方では, 地震危険のように地域的な危険度の偏りと集中度(日本の「第5地区」すなわち東京・神奈川・千葉のブロックなど)高さのため, 海外再保険の困難なものもある。従って, 出再保険後の正味保有額に対応する準備金の積立を厚くすることはもちろん, 再保険消化の不十分な巨大危険については, 担保力の強化に関し特別の配慮と適切な措置を必要とすると考えられる。

(3) 異常危険準備金積立の現状

わが国では現在, 責任準備金積立の中で, 保険業法施行規則に定める初年度営業勘定収支残高(33・34条)または未經過保険料(35・37条にいう「会社ノ定ムル方法」)に基づく「義務積立額」または「普通責任準備金」のほか, 税法基準による「異常危険準備金」

の積立が損害保険会社統一経理基準（昭和45年7月制定、45年度より正式実施）のもとで行われている。この「税法基準」の経緯と現状を見ると、

- ① 大正末期までは責任準備金の全額が損金に算入されていた。
 - ② 大正末期から昭和26年までは、法定最低積立額（未経過保険料と初年度収支残額のうち、いずれが多額の金額）の倍額まで無条件に損金に算入され、その倍額をこえる部分も4分の3は損金に算入された。
 - ③ 昭和28年の税制改正（27年度から適用）により、「異常危険準備金」が区別されるとともに、累積割合49%までは、正味保険料の10%、49%～99%までは最高5%のみが損金と認められるに至った。
 - ④ 昭和31年の税制改正により、損金算入割合の最高は正味保険料の7%（船舶は11%）に押えられることとなった。
 - ⑤ 昭和36年、異常危険準備金の10年洗替制度（ただし無税積立率は50%、船舶は80%を割らないものとする）が設けられた。
 - ⑥ 税法基準をこえる部分については、有税による任意積立が認められていたが、統一経理基準（45年度より実施）の制定に伴い、税法基準の範囲内に限られることとなった。
 - ⑦ 49年度税制改正においては、産業優遇税制縮小の一環として、損金算入割合の最高限度が自動車・新種（原子力を除く）について7%から2%に引き下げられるもようである。
- これに対し、
- ⑧ 原子力保険については、その性格に鑑み、正味保険料の50%以上に相当する金額を危険準備金として積み立て、事業年度中に支払った正味保険金相当額を積立額の範囲内で取り崩す。
 - ⑨ 地震保険（家計物件を対象とするもの）についても、その特殊性に基づく特別措置として、正味保険料から正味事業費を控除した金額と、この保険にかかる資産運用益とを累積的に「危険準備金」（義務積立金）として積み立て、更に所定の支払限度額に対する危険準備金の不足額を「地震保険特別危険準備金」として積み立てるべきことを統一経理基準により定められている（47年5月創設、46年度決算より実施）。

(4) 問題点と対策

このような現状における問題は、何よりもまず「異常危険準備」という巨大危険対策上最も重要な面が「税法基準」といった相対的、便宜的な尺度に委ねられており、「税法基

準」自体は多分に政治的要素と国税徴収の観点から定められ、変更されていくところにあると言えよう。また、地震危険について言えば、同じ危険を担保する火災保険、企業物件の特約が、一般の火災保険と同一基準による異常危険準備金しか積み立てられていないことも問題となる。

今後の対策の方向としては、

- ① 異常危険準備金の理論的基礎と必要積立額の基準を明確化すること。
- ② 保険料率構成中の異常危険準備の位置づけと、異常危険準備金積立との関連を明確化すること。
- ③ 巨大危険中最大の問題である地震危険に関し、企業物件地震特約の異常危険準備金積立を厚くすること等が重要であり、その中でアクチュアリーが果たすべき役割は大きい。

Ⅲ 3. 損害保険会社の事業費率の高低、変化に関する諸要因並びに目標とすべき基準について、付加保険料構成の観点から意見を述べよ。

(1) 損害保険事業費の構成要素

損害保険事業費の構成要素を大別すれば次のとおりである。

① 募集費と社費

募集費 代理店関係（代理店手数料であり、種目、物件別、代理店資格種別に異なる）

直販社員関係（給与のすべてを計上すべきであるが、現状では歩合給部分のみ）

社費 人件費（本来募集費に計上すべき直販社員固定給を含む）
物件費（人件費以外の諸経費）

② 比例費と固定費

比例費（募集費など収入保険料に比例して増減するもの）

固定費（短期において収入保険料の増減に比例して変動しない固定的な経費。人件費など社費の大半はこれに属する。）

事業費の中で、「率」として見れば比例費は保険料の増減に対し、一定比率であるのに対し、固定費率は変動するものであり、これらはいずれも保険種目別にかなり相違している。

(2) 損害保険会社事業費率の構造

損害保険事業費の構成要素から見て、損害保険会社の事業費率の構造とその高低は次の諸要因によって決定されると言えよう。

① 種目、物件別保険料構成

募集費率（代理店手数料割合等）はもちろん、社費率も保険種目、物件別に顕著な差異があるため、収入保険料構成のウエイト如何によって会社の事業費率が異なるのは当然である。

② 募集機関別保険料構成

代理店と直販社員とでは募集費コストにかなりの差がある。この場合、人件費に計上する直販社員固定費を合わせて考慮すると共に、代理店の種別構成、これらに対する間接費としての営業費（営業担当社員人件費など社費の一部）を含めて総合的に見る必要があるが、種目、物件別構成比と並んでこの構成比は事業費率の高低を大きく左右する要因となる。

③ 保険契約1件あたり、募集機関単位あたり、社員1人あたりの効率

会社の営業基盤の差異により、効率の面には極めて大きな差がある。例えば、火災保険契約1件あたり保険料は物件別（住宅・一般・工場等）に著しく異なるほか、同一物件でも契約の大小の差を反映している。募集機関についてもいわゆる粒の差や乗合代理店におけるシェアの差が単位あたり効率に反映し、これらを総合した効率の差が社員1人あたり収入保険料の大小、従ってまた人件費効率の高低に反映する。

④ 営業量の大小

固定的な社費部分に関する限り、事業費は営業量の大小をそのまま反映するものではない。実証は必ずしも容易でないが、損害保険経営においても、程度の差こそあれ、規模の利益は存在すると考えられる。従って、この面から大会社の社費率が低めに、小会社の社費率が高めになることは明らかである。

(3) 損害保険会社事業費率の変化要因

損害保険会社の事業費率を動的に見た場合、その動向変化を左右するものは次の諸要因である。

① 保険料増収率

事業費率の分母は収入保険料である。分子中の固定費にはほぼ相当する社費の増加率との比較において、保険料増収率が高ければ高いほど事業費率は低下し、低ければそれだ

け上昇する。料率改訂による増収率変化の影響も同じである。

② 物価、賃金の上昇率

分子の事業費については、社費部分に対する物価、賃金の上昇率の影響がある。その上昇率に分母の保険料増収率が伴わなければ事業費率は上昇することとなる。

③ 種目、物件別構成の変化

募集費率、社費率とも種目、物件別に異なる以上、収保構成の変化により事業費率も変化するのは当然である。

④ 募集機関、募集費率の変化

募集費率は言いまでもなく、募集機関の種別構成、代理店手数料の改訂、直販社員給与改訂等により変化する。

⑤ 生産性諸効率の変化

1件あたり、募集機関1単位あたり、社員1人あたり収保等の諸効率の変化は、社費率の動向に反映する。

(4) 損保経営における事業費率の目標

損保会社の事業費率は前述のように各社経営の構造を反映するものであるが、反面において、事業費は保険料中の付加保険料に予定されているものである。従って、事業費率が高いか低いか、それがどれだけであるのか、またその目標をどこにおくべきかは、付加保険料収支の中における事業費率の予定と実際との比較で定まることであり、付加保険料中の事業費率の枠内におさめることが経営の必須の前提条件と言えよう。前述の事業費率変化のメカニズムに即して事業費率の目標管理と低減を進めていくことが重要である。